



当法人の令和6年度事業計画について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

専務理事 田代 政和

1. はじめに

公益社団法人は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することが求められることから、その事業運営においては、透明性が確保されていなければならない、このような観点から、事業計画及び予算に関する書類の作成・行政庁への提出・開示が求められている。

具体的には、毎事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度の事業計画書・収支予算書を作成し、主たる事務所に備え置く必要があり、また、毎事業年度開始の前日までに、行政庁に提出する必要がある。当法人においては、令和6年3月5日に開催された理事会で令和6年度の事業計画及び予算が承認されたので、主たる事務所での備置き、行政庁への提出、当法人のホームページでの公開を行った。

事業計画は、例年、「第1 基本方針」において当該年度における法人活動の基本的な方針を掲げ、続く「第2 重点目標」において特に重点的に取り組む項目を示し、「第3 具体的事業計画」で具体的な活動計画の内容を記している。令和6年度の事業計画も、例年と同様にこの3つのパートから構成される形式を採用し作成した。

本稿では、当法人の令和6年度事業計画のうち、主に「第1 基本方針」と「第2 重点目標」について、その概要を報告する。

2. 基本方針について

総論部分にあたる「第1 基本方針」では、令和6年度は当法人が設立して25周年を迎え、節目となる重要な年度になるが、これまでの25年の歩みを糧とし、未来に向けて確かな足取りを刻む意義ある年にすべきことを掲げている。

一方、令和5年度に当法人の定款第3条に「未成年者が自己の意思を尊重され安全に健やかな成長ができるように支援し、もって未成年者の権利の擁護並びに福祉の増進に寄与する」との新たな目的が加わり、当法人を取り巻く環境や求められる役割も大きく変わろうとしている。

今、成年後見制度は大きな変化の時を迎えているが、私たちは、私たちの有するスキルと意欲を最大限発揮して後見活動に従事し、さらには当法人に集う仲間と共に事業活動を行い、自らの地域に暮らす多くの方々の幸せの実現に寄与していきたい。

以上を踏まえ、次の4つの基本方針を示している。

(1) 権利擁護支援を推進する「後見の専門職」の養成及び指導監督の充実

利用者が安心かつ安全に成年後見制度を利用できるよう、意思決定支援をふまえた後見事務の遂行や、権利擁護支援チームの関係者や地域連携ネットワークを通じた権利擁護支援を実践する「後見の専門職」としての活動の充実を図る。こうした活動を支えるために研鑽を積むとともに

共通の価値観を涵養する機会として研究大会を開始する。一方、引き続き不正防止にも注力し、執務支援を通じた指導監督の充実を図る。

(2) 第二期成年後見制度利用促進基本計画に関する取組

第二期成年後見制度利用促進基本計画は中間年度となる3年目に入り、KPI（Key Performance Indicator/重要業績評価指標）の達成に向けた取組が進捗することが見込まれる。

当法人も、引き続き各関係機関との連携を深め、基本計画の方針に沿った取組を継続し、社会から期待される役割を果たしていくとともに、成年後見制度の改善・見直しに向けた検討課題についても取り組む。

(3) 未成年後見事業開始に向けた取組

令和5年8月公益目的事業に未成年後見事業を追加する変更認定を受けた。親権を行う者がいない未成年者の権利保障を図り健やかな成長を支援する未成年後見制度の重要性に鑑み、公益目的事業として未成年後見事業開始に向けて準備を進めていく。令和7年4月に全国の家庭裁判所に対して未成年後見人候補者名簿及び未成年後見監督人候補者名簿を提出することができるよう、未成年後見人養成研修の実施やLSシステムを利用した業務報告体制の構築をしていく。

また、当法人設立25周年記念シンポジウムは未成年後見制度をメインテーマとして、子どもの権利擁護に関する当法人の取り組みについて発信していく。

(4) 持続可能な法人運営と公益の増進を図るためのリーガルサポートの在り方の検討

令和5年度に開始した当法人の財務運営及び組織運営の在り方に関する改革の1年間の実施状況を踏まえ、必要な基盤のさらなる強化を図る。また、次の四半世紀に向け、持続可能な法人運営に欠かせない各課題に引き続き対応し、現在行われている「新しい時代の公益法人制度」の在り方に関する議論も見据えて、当法人が一体となった法人運営を行うための機能の充実を図る。

3. 重点目標について

当法人の事業のうち、公益目的事業と法人管理業務等とに分けて重点目標を、次のとおり掲げている。

【公益目的事業】

I 公1 専門職後見人養成・指導監督事業

1 公1-1 専門職後見人指導監督事業

(1) 執務管理支援

- 1 業務報告義務の確認及び履行確保に関する運用指針の推進
- 2 執務管理事業全体の充実
- 3 任意代理契約（三面契約）の契約内容確認作業
- 4 執務管理センターの運営
- 5 預貯金通帳等の全件原本確認の実施
- 6 後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

2 公1-2 専門職後見人養成事業

- (1) 後見人等候補者名簿新規登載及び登載更新研修のコンテンツの制作
- (2) 未成年後見人等候補者名簿新規登載研修のコンテンツの制作
- (3) 令和6年度指定研修のコンテンツの制作
- (4) 支部における意思決定支援研修の実施の支援

- (5) 支部研修に対するバックアップ体制の充実
- (6) 未成年後見事業の実施のための研修及び関連諸規程の整備
- (7) 日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）との共同事業、協力関係の強化
- (8) 研究大会の開催並びに準備検討

II 公2 法人後見・法人後見監督事業

- 1 個人後見を補完するための法人後見の実施
- 2 事務担当者・支部・本部間の情報共有体制の充実
- 3 一定の高額資産保有事件における法人後見監督執務体制の整備

III 公3 後見普及啓発事業

1 公3-3 高齢者・障害者・未成年後見相談事業

- (1) 高齢者・障害者のための成年後見相談会及び全国出張相談援助事業の実施
- (2) 法テラスとの連携並びに特定援助対象者法律相談援助及び「成年後見人等申立て」に係る書類作成援助事業の活用促進

2 公3-6 後見普及促進事業

- (1) 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の普及・啓発
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策の円滑な実施のための活動

【法人管理業務等】

- 1 将来にわたる持続可能かつ安定した法人運営と公益増進のための組織財政改革
- 2 LSシステムが備える各種機能の改良に向けた仕様の検討及び実装
- 3 個人情報保護のための安全管理措置の実施
- 4 法人全体のコンピュータシステム化の検討及び環境整備の実施

4. おわりに

以上、令和6年度における当法人の事業計画となるが、法人全体が1つとなって取り組んでいかなければ計画は達成できない。会員全員が、当法人の目的である「高齢者及び障害者が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援するとともに、未成年者が自己の意思を尊重され安全に健やかな成長ができるように支援し、もって高齢者、障害者及び未成年者の権利の擁護並びに福祉の増進に寄与する」ことを胸に、一丸となって活動をしていきたい。

さいごに、令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、尊い命が失われ、当法人の会員を含む多くの方々が被災し、今なお厳しい生活を余儀なくされていると思われる。当法人は、被災地の一日も早い復興を願い、被災者に寄り添った権利擁護活動に取り組んでいく所存である。

リーガルサポート会員数8,752名 / 全国司法書士会員数24,444名 入会率36%

支部別 会員数及び入会率一覧表

2024年6月1日現在

| 支部名 | 司法書士 | | | 司法書士法人 | | | 支部名 | 司法書士 | | | 司法書士法人 | | |
|------|-------|-------|-----|--------|-------|------|-----|-------|--------|-----|--------|-------|-----|
| | L S | 司法書士会 | 入会率 | L S | 司法書士会 | 入会率 | | L S | 司法書士会 | 入会率 | L S | 司法書士会 | 入会率 |
| 札幌 | 43 | 525 | 8% | 0 | 22 | 0% | 石川県 | 82 | 192 | 43% | 2 | 3 | 67% |
| 函館 | 5 | 37 | 14% | 0 | 6 | 0% | 富山県 | 54 | 144 | 38% | 1 | 3 | 33% |
| 旭川 | 25 | 72 | 35% | 0 | 2 | 0% | 大阪 | 881 | 2,505 | 35% | 38 | 162 | 23% |
| 釧路 | 11 | 80 | 14% | 0 | 2 | 0% | 京都 | 263 | 591 | 45% | 12 | 29 | 41% |
| 宮城 | 115 | 340 | 34% | 4 | 19 | 21% | 兵庫 | 509 | 1,043 | 49% | 10 | 31 | 32% |
| ふくしま | 80 | 265 | 30% | 0 | 10 | 0% | 奈良 | 86 | 206 | 42% | 1 | 7 | 14% |
| 山形 | 69 | 157 | 44% | 1 | 1 | 100% | 滋賀 | 120 | 235 | 51% | 1 | 14 | 7% |
| 岩手 | 47 | 138 | 34% | 4 | 8 | 50% | 和歌山 | 17 | 166 | 10% | 0 | 2 | 0% |
| 秋田 | 62 | 110 | 56% | 1 | 2 | 50% | 広島県 | 236 | 541 | 44% | 12 | 26 | 46% |
| 青森 | 32 | 121 | 26% | 1 | 6 | 17% | 山口 | 56 | 220 | 25% | 1 | 4 | 25% |
| 東京 | 1,544 | 4,658 | 33% | 85 | 348 | 24% | 岡山県 | 139 | 368 | 38% | 1 | 22 | 5% |
| 神奈川県 | 526 | 1,283 | 41% | 23 | 75 | 31% | 鳥取 | 43 | 90 | 48% | 0 | 3 | 0% |
| 埼玉 | 346 | 977 | 35% | 11 | 50 | 22% | しまね | 12 | 110 | 11% | 0 | 4 | 0% |
| 千葉県 | 315 | 792 | 40% | 4 | 43 | 9% | 香川県 | 83 | 180 | 46% | 0 | 3 | 0% |
| 茨城 | 108 | 341 | 32% | 0 | 4 | 0% | 徳島 | 56 | 136 | 41% | 0 | 6 | 0% |
| とちぎ | 82 | 232 | 35% | 2 | 7 | 29% | 高知 | 55 | 111 | 50% | 0 | 4 | 0% |
| 群馬 | 117 | 300 | 39% | 1 | 9 | 11% | えひめ | 96 | 240 | 40% | 2 | 8 | 25% |
| 静岡 | 239 | 478 | 50% | 18 | 31 | 58% | 福岡 | 451 | 1,018 | 44% | 5 | 46 | 11% |
| 山梨 | 47 | 130 | 36% | 0 | 3 | 0% | 佐賀 | 52 | 120 | 43% | 1 | 11 | 9% |
| ながの | 130 | 364 | 36% | 6 | 8 | 75% | 長崎 | 61 | 150 | 41% | 0 | 5 | 0% |
| 新潟県 | 102 | 286 | 36% | 8 | 19 | 42% | 大分 | 49 | 169 | 29% | 0 | 5 | 0% |
| 愛知 | 388 | 1,297 | 30% | 13 | 82 | 16% | 熊本 | 147 | 318 | 46% | 2 | 16 | 13% |
| 三重 | 86 | 241 | 36% | 1 | 5 | 20% | 鹿児島 | 138 | 314 | 44% | 2 | 7 | 29% |
| 岐阜県 | 98 | 325 | 30% | 3 | 11 | 27% | 宮崎県 | 69 | 161 | 43% | 1 | 5 | 20% |
| 福井県 | 36 | 118 | 31% | 3 | 5 | 60% | 沖縄 | 60 | 233 | 26% | 3 | 12 | 25% |
| | | | | | | | 合計 | 8,468 | 23,228 | 36% | 284 | 1,216 | 23% |

* リーガルサポートの会員数は、5月8日第8回理事会の日を基準としている。